

NTTリストラの中止を求める申し入れ書

NTT東日本 神奈川支店
支店長 岡田昭彦 殿

2005年4月20日

神奈川シティーユニオン
全国一般労働組合全国協神奈川・全石油ゼネラル石油労組川崎支部
横浜市従業員労働組合財政支部・横浜市従業員労働組合戸塚支部
横浜市従業員労働組合泉支部・学校事務職員労働組合神奈川
日本板硝子共闘労働組合川崎支部・郵政労働者ユニオン神奈川
勤労者ユニオンYMCA労組・寿日雇労働者組合
東日本NTT関連合同労働組合、電気通信産業労働組合首都圏支部・横浜分会
使い捨てはゴメンだ！勝ち取ろう、安心して働ける職場と生活できる賃金を！

05春の共同行動・神奈川行動

貴社は、他社に先駆けて「50歳退職・再雇用」のリストラを行い、今日まで続けている。日本有数の巨大企業であり、絶大な社会的影響力を持つ貴社が、このようなリストラを続けたために、今や日本中の企業でリストラの嵐が吹き荒れ、貴社社員のみならず日本中の労働者が、自らと家族の生活の破綻、将来への絶望的な不安に苛まれている。私たちは、貴社の経営状態は極めて良好であり、そもそもリストラをやる必然性はまったく無いと考える。にも拘らず、リストラを止めないばかりか、「ステップ2」と称するリストラ第二弾が進行中であり、労働者が、必要も無い配転等に悩まされていると聞く。私たちは、これらのリストラ策の即時中止を申し入れる。

去る3月9日札幌地裁において、貴社リストラに際して退職・再雇用に応じなかった心臓病の持病を持つ労働者を、それと知りながら強制的に配転訓練を行い過労死させたとして6600万円の損害賠償を貴社に求める判決がなされた。判決は、「宿泊研修と死因に因果関係がある。会社は男性の持病を認識しており、安全配慮義務に違反していた」としている。これまで退職・再雇用に応じなかった数百名の労働者に単身赴任、長距離通勤などの強制配転が行われ、上記「ステップ2」でこれら配転が拡大していると聞く。これらの労働者の中に、判決にあるようなケースが数多く存在しているのではないかと。貴支店川崎法人営業で働くHさんに対し、難病の奥さんと小さな子供さんを抱え、介護と家事いっさいを担っている状態で、遠距離通勤を伴う配転が行われようとしていると聞く。言語道断である。これは人権問題である。もしも、このような配転が行われるとすれば、私たち同じ神奈川で働く労働組合・市民団体は、黙って看過するわけにはいかない。

私たちは、これらの事態を深く憂慮するとともに貴社が真摯に再考されることを訴える。

下記の項目を申し入れる。

記

- 一、NTT「構造改革」=退職・賃下げ再雇用を即時中止すること。
- 二、退職・再雇用への賃金カットを中止し、元の賃金水準に戻すこと。
- 三、「見せしめ・嫌がらせ」の広域配転を即時中止し、元の職場に戻すこと。
- 四、過剰な利潤追求をやめ、その利益を労働者、利用者に還元すること。
- 五、貴支店川崎法人営業・Hさんに通勤時間の延長となるような配転を行わないこと。
- 六、2003年に貴支店人事で東京千住ビルに配転された横澤さんを元の職場に戻すこと。

以上